

## 足羽川ダム建設事業環境影響評価技術検討委員会運営要領

## (総 則)

第1条 この要領は、「近畿地方整備局環境影響評価技術検討委員会設置要領」（平成13年11月30日付け国近整企画第166号）第4条第2項の規定に基づき、足羽川ダム建設事業環境影響評価技術検討委員会（以下「技術検討委員会」という。）の運営に関する必要な事項を定め、もって技術検討委員会の円滑な会議運営に資するものである。

## (組 織)

第2条 技術検討委員会委員は、別紙の14名をもって構成する。

- 2 技術検討委員会の専門組織として鳥類部会を設置する。鳥類部会は技術検討委員会委員のうち別紙の4名の委員をもって構成し、そのうち部会長1名を互選により定め、部会長は鳥類部会を統括するものとする。なお、通常は技術検討委員会への出席は部会長のみとするが、委員長の要請等により部会長以外の委員も技術検討委員会に出席することができるものとする。

## (技術的助言)

第3条 委員長は、足羽川ダム建設事業環境影響評価の手続の中で、原則として次の事項について、足羽川ダム工事事務所長からの要請を受けて技術検討委員会を招集し、技術的な助言を行うものとする。

- 一. 方法書の作成
  - 二. 項目及び手法の選定
  - 三. 準備書の作成
  - 四. 評価書の作成
  - 五. 評価書の補正
  - 六. その他地方公共団体の環境影響評価に関する条例又は要綱に基づく手続に係る事項等
- 2 前項に定めた事項以外の事項についても、足羽川ダム工事事務所長からの要請があった場合は、委員長は技術検討委員会を招集・開会し、技術的な助言を行うものとする。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として委嘱のあった日から当該事業に係る環境影響評価書の公告の日までとする。

## (事務局)

第5条 技術検討委員会の事務局は、足羽川ダム工事事務所調査設計課に置く。

## (雑 則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会運営に必要な事項は、委員長がこれを定める。

## 附 則

この要領は、平成19年4月19日から施行する。